

「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」実施要領

1 目的

平成12年4月1日施行の改正道路交通法で、チャイルドシートの着用が義務化され、平成20年6月1日施行の改正道路交通法で、後部座席同乗者のシートベルト着用が義務化されました。

しかしながら、平成30年7月末現在、四輪車に乗車中の死者は24人で、うちシートベルト非着用者は7人（運転者5人、同乗者2人[うち後席1人]）と全体の約3割を占めました。このうち5人はシートベルトを着用していれば命を落とすことがなかった可能性がありました。

このように依然としてシートベルト非着用者が多い状況を踏まえ、交通事故死者を1人でも少なくするため、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を図ることを目的に、10月を「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」として、関係機関・団体等と連携を図りながら、各種啓発・広報活動を実施することとします。

また、高速乗合バス及び貸切バス等の事業者について、出発前におけるシートベルト着用の声掛け・確認などにより、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を強化することとします。

2 実施期間

平成30年10月1日（月）～10月31日（水）

3 運動の重点

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

4 推進項目及び推進事項

推進項目	推進事項
交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 市町村、保健所、保育園等で、保護者を対象としたチャイルドシートの正しい取付け方法の講習会を行い、実践的な指導を徹底する。○ 県ではJAFA協力のもとシートベルト着用効果体験車（シーベルトコンビンサー）を用いた体験学習「スクールセーフティ」（県内21の小学校対象）、「キッズセーフティ」（県内10の保育園等を対象）を実施し、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用に関する交通安全教育を実施する。○ 各種会合等において、シートベルト等の非着用による車外放出等の危険性を訴えて、着用の効果と必要性の理解、正しい使用方法等に関する交通安全教育を実施する。○ 職場では、朝礼時等の機会を通じて、シートベルト着用効果を理解させるほか、定期的に着用調査を実施して、従業員の着用率100%達成を目指す。
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 家庭では、シートベルトやチャイルドシートの着用の効果、必要性について、家族で話し合うとともに車で出かける家族に「シートベルト・チャイルドシートを忘れないでね」とした“愛のひと声運動”をかける。○ 街頭指導において啓発チラシ等を配布するなど、あらゆる広報媒体を活用し、特に後部座席に対するシートベルト着用の啓発を強化する。○ 運転者は、助手席だけでなく、後部座席の同乗者にもシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用を徹底するよう広報啓発を推進する。○ 6歳未満のチャイルドシートの使用義務期間が過ぎた子供で、シートベルトが適切に着用できない場合には、チャイルドシートやジュニアシートを使用するよう広報啓発する。○ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者は、主体となって全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報活動を強化する。

5 資料

(1) 全座席シートベルト着用義務について

○ 根拠法令

道路交通法第71条の3（抜粋）

- 1項 自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の運転者は、座席ベルトを装着しないで自動車を運転してはならない。
- 2項 自動車の運転者は、座席ベルトを装着しない者を運転者席以外の乗車装置に乗車させて自動車を運転してはならない。
- 3項 運転者は、チャイルドシートを使用しない幼児（6歳未満）を乗車させて自動車を運転してはならない。

○ 損害賠償上のリスク

シートベルト非着用による被害の拡大は被害者の過失とされるため、被害者であっても、損害賠償等の場面で十分な補償が受けられなくなる可能性があります。

(2) 後部座席非着用の危険性

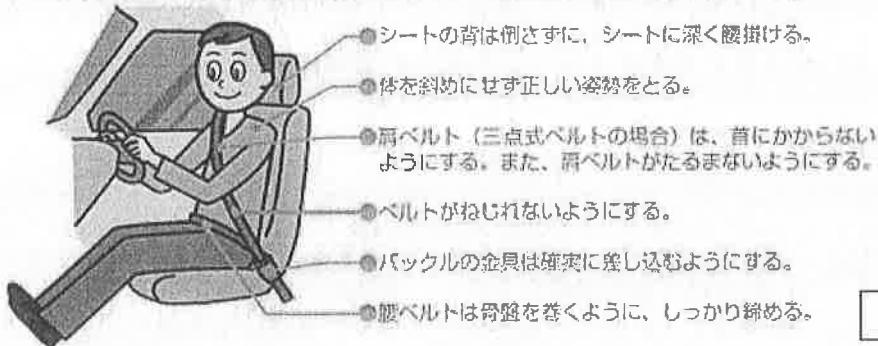
- 車内で全身を強打する可能性
- 車外に放り出される可能性
- 前席の人が被害を受ける可能性

車に乗ったら前席も後席もシートベルトを着用しましょう。

(3) シートベルトの正しい着用方法

シートベルトの正しい着用法

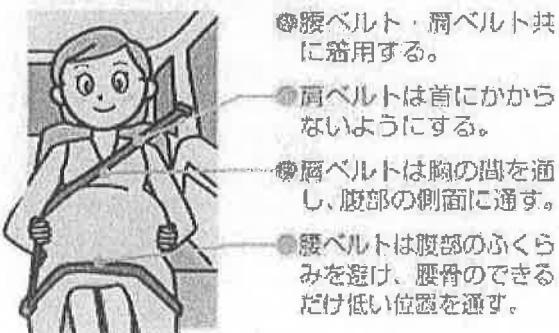
シートベルトは正しく装着すると交通事故にあった場合の被害を大幅に軽減できます。



警察庁資料

妊娠中のシートベルト着用法

シートベルトを正しく着用することにより、交通事故の被害から母体や胎児を守ることができます。ただし健康保持上、シートベルトの着用が適当かどうかを医師に確認しましょう。



警察庁資料

(4) チャイルドシートを正しく使用しない場合の危険性

- チャイルドシートの適正な使用が子供の命を守ります

取付け固定が不十分であったり、正しく座らせなかつた場合には、交通事故時にチャイルドシートがシートベルトから分離してしまつたり、幼児がチャイルドシートから飛び出してしまうなど、チャイルドシート本来の機能が発揮できないことがあります。

- 6歳未満の子供や、シートベルトを適切に着用できない子供は、チャイルドシートを使用させましょう。

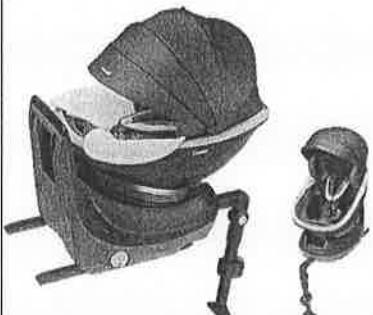
※抱っこでは子供の命は守れません

(5) 主なチャイルドシートの種類

【新生児対応タイプ】

体重：18kg以下

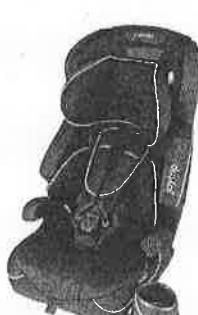
年齢：新生児～4歳頃



【チャイルド&ジュニアシート】

体重：9～36kg以下

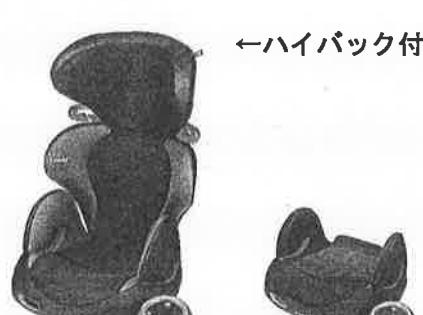
年齢：1～11歳頃



【ジュニアシート】

体重：15～36kg以下

年齢：3～11歳頃



←ハイバック付

画像：コンビ株式会社協力

※ 上記体重等は参考数値です。取扱説明書に従って正しく使用しましょう。

